

令和3年度

第3回 木更津市文化財保護審議会

日 時 令和4年3月24日（木）午前10時から

場 所 木更津市役所 朝日庁舎 2階 会議室E

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 会議内容

審議事項

第1号 諮 問 木更津市指定文化財の指定について

-中越遺跡出土小銅鐸-

報告事項

第1号 令和3年度木更津市文化財保護行政の概要について

第2号 市指定文化財「旧安西家住宅」の地震被害状況について

その他

5. 閉 会

審議事項 第1号 諮問 木更津市指定文化財の指定について

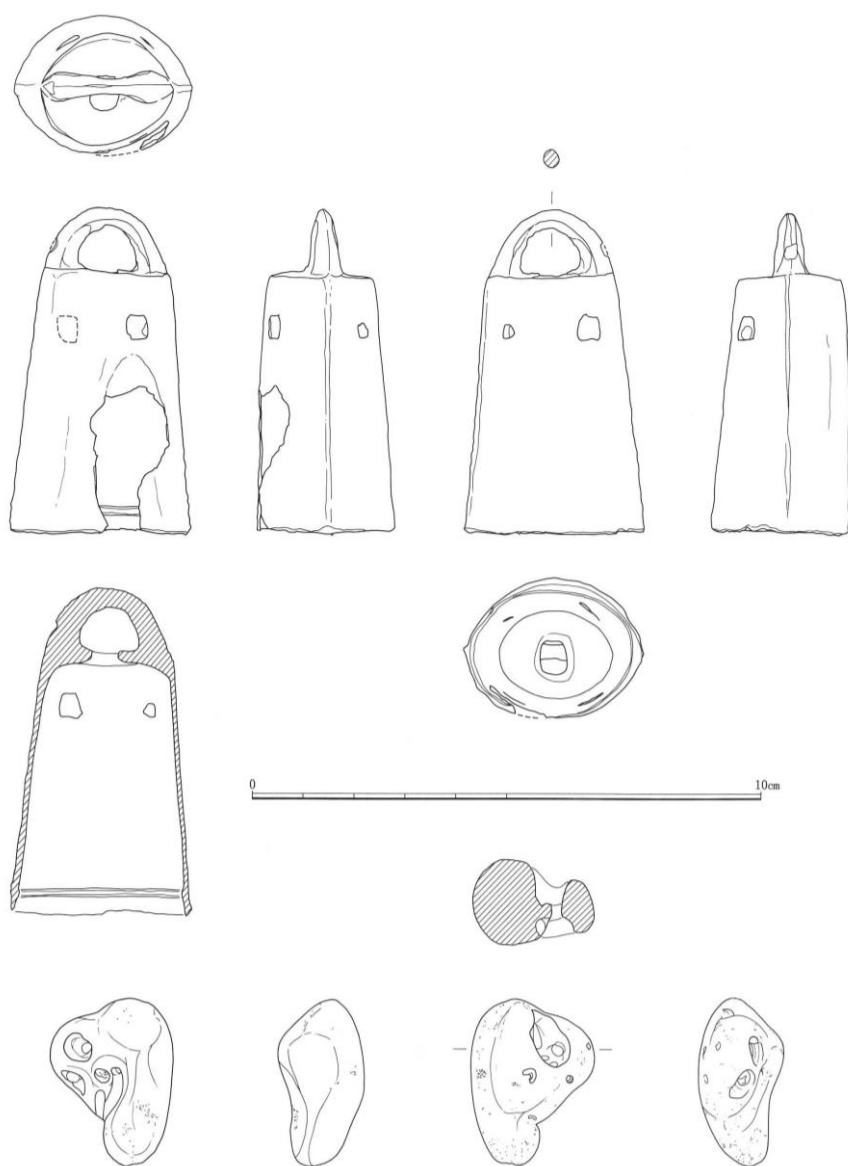
中越遺跡出土小銅鐸

- 1 資料名 小銅鐸
- 2 員 数 1点
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず
- 5 所有者 木更津市
- 6 製作年 3世紀
- 7 法 量 小銅鐸 全高 63.3mm、最大幅 35.8mm、重さ 33.89 g
舌 全長 33.2mm、最大幅 24.0mm、最大厚 16.0mm、重量 13.80 g
- 8 経 緯
平成6年 東関東自動車道 千葉・富津線の建設に伴い、財団法人千葉県文化財センターにより行われた、発掘調査で出土。
平成14年 財団法人千葉県文化財センターより発掘調査報告書刊行。
令和2年1月 千葉県より、木更津市へ中越遺跡出土小銅鐸を譲与。
令和3年8月 第1回文化財保護審議会 新指定候補として選定。
令和4年1月 第2回文化財保護審議会 木更津市指定文化財の指定に係る資料概要報告（笹生委員）。

9 諮問理由

本資料は、発掘調査により埋納状態が確認でき、さらに銅鐸本体に舌と考えられる礫がともなう点も、極めて貴重な事例である。また、弥生時代に青銅祭器を殆ど使用しなかった東日本地域が、畿内・東海地方とどのような関係を持ちながら古墳時代へと移行したのか。この点を知るうえで、本資料は重要な意味を持つ。

以上により本資料は、木更津市域はもとより、房総さらに日本列島全域の古墳時代前期の歴史を語る上で欠くことができない資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・考古資料）として指定することが適切であると判断される。



中越遺跡出土の小銅鐸・石製舌 実測図 (S=2/3)



小銅鐸・石製舌



石製舌の状態（出土時）

報告事項 第1号 令和3年度木更津市文化財保護行政の概要について

1 文化財補助事業について（教育振興事業補助金）

社会教育の振興を図るため、予算の範囲内において木更津市補助金等交付規則及び木更津市教育振興事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

・宗教法人須賀神社が実施する文化財保護事業

（県指定有形文化財 建造物）須賀神社本殿

《防災・保守点検・清掃管理事業》へ 15,000 円（総事業費 81,300 円）

・木更津ばやし保存会が実施する事業

（県指定 無形民俗文化財）木更津ばやし

《会議・伝承育成・公開事業》へ 65,000 円（総事業費 100,546 円）

・中島区文化財保存会が実施する事業

（国記録選択 無形民俗文化財）木更津市中島の梵天立て

《会議・調査・保存・伝承育成事業》へ 40,000 円（総事業費 60,000 円）

2 指定文化財所有者への支援について

（1）自然災害等の被害調査（必要に応じて現地を確認）

（2）指定文化財等への説明資料配布（所有者からの請求による対応）

（国登録文化財 建造物）ヤマニ綱島商店店舗（今年度請求なし）

（市指定有形文化財 彫刻）富士見厳島神社の社殿彫刻（今年度請求なし）

3 指定文化財等の保護・活用について

（1）木更津市指定文化財の指定について

本年度の文化財保護審議会において、新たな指定候補として「中越遺跡出土小銅鐸」についての審議を行う。

（2）指定文化財管理業務委託（金鈴塚古墳・貝渕木更津県史蹟）

（3）千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」の補修・整備

石室羨道部石積復旧工事、墳丘境界土留め設置工事、境界フェンス設置工事
文化財案内板の更新（解説文の変更、QRコード表示による多言語解説に対応）

（4）文化財保存処理業務委託

金属器保存処理 庚申塚9号墳出土方頭大刀（市指定文化財）・鶴ヶ岡1号墳
出土銅鏃ほか6点。

千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」の補修・整備



金鈴塚古墳全景（令和4年3月）



墳丘東側の状況



墳丘西側の状況



内容を更新した案内板



QRコード

金鈴塚古墳案内板のQRコード

金鈴塚古墳についての、市ホームページの日本語説明文を各国語に翻訳して掲載しています。案内板右下のQRコードをスマートフォンで読み取ると、ホームページの説明に遷移します。

千葉県指定史跡 金鈴塚古墳

所在地 木更津市長須賀 430-1

指 定 昭和25年11月3日

金鈴塚古墳は、前方後円墳という古墳時代の墓で、小櫃川下流域の浜長須賀と呼ばれる砂丘にあります。

大きさは90メートル程で、現在は、後円部の一部が残っています。

後円部に、全長10メートル、最大幅2.2メートルの横穴式石室があります。

また、石室の内部には、緑泥片岩という材質の石棺があります。

金鈴塚古墳は、紀元6世紀の終わり頃に造られ、3回以上の埋葬が行われていました。金鈴や、たくさんの金銅製品が発見され、また、装飾を施した刀が19本発見され、金鈴塚古墳に葬られた人の権力が大きかったことをあらわしています。

出土品は、国重要文化財に指定され、木更津市の博物館「金のすず」で展示しています。

令和3年11月3日

木更津市教育委員会

英文

Chiba Prefectural Designated Historical Site: Kinreizuka Tumulus

Address: 430-1 Hamanagasuka, Kisarazu-shi

Designated on: November 3, 1950

Kinreizuka Tumulus is a keyhole-shaped burial mound constructed in the Kofun Period (around 300 to 538 AD), located on a sand dune called Hamanagasuka in the lower reaches of the Obitsu River.

It is roughly 90 meters in size, and only part of the rear circular part remains today. In the rear circular part, there is a tunnel-shaped stone chamber of 10 meters in length and 2.2 meters in maximum width.

Inside this stone chamber, there are stone coffins made of a material called Greenschist.

Kinreizuka Tumulus was built at the end of the 6th century AD, and more than 3 burials have taken place there.

Gold bells and many gilt bronze items have been discovered there, as well as 19 decorated swords indicating that those buried in Kinreizuka Tumulus held great power.

The excavated articles have been designated as National Important Cultural Properties and are on display at Kisarazu City Museum “Kin no Suzu” (“Gold Bell”).

November 3, 2021

Kisarazu City Board of Education

中文

所在地 木更津市长须贺 4 3 0 - 1

千叶县指定史迹 金铃塚古坟

指 定 1950 年 1 1 月 3 日

金铃塚古坟是古坟时代的墓穴，属于前方后圆坟，位于小柜川下游被称为浜长须贺的沙丘地区。

其大小约为 9 0 米，如今遗留下来的是后方圆型的一部分。

后方圆型部分有一个横穴式的石室，全长约 1 0 米，最大宽幅为 2 . 2 米。

此外，石室的内部有一副由绿泥片岩制作而成的石棺。

墓穴内发现了金铃以及大量的金铜制品，以及 19 把带有装饰的刀具，表明了埋葬于金铃塚古坟的人在生前拥有巨大的权力。

出土物品已被指定为国家重要文化遗产，现展示于木更津市乡土博物馆“金之铃”展区。

2021 年 1 1 月 3 日

木更津市教育委员会

韓文

지바현 지정사적 긴레즈카 고분

소재지 기사라즈시 나가스카 430-1

지정일 1950 년 11 월 3 일

긴레즈카 고분은 전방후원분이라는 고분시대의 무덤으로, 오비스강 하류지역의 하마나가스카라는 사구에 위치하고 있습니다.

크기는 90 미터 정도로 현재는 후원부의 일부가 남아 있습니다.

후원부에 총 길이 약 10 미터 최대폭 2.2 미터의 횡혈식 석실이 있습니다.

또 석실 내부에는 녹니 편암이라는 재질의 석관이 있습니다.

금방울 그리고 많은 금동제품이 발견되었으며, 또한 장식이 새겨진 칼이 19 자루 발견되어, 긴레즈카 고분에 매장된 사람의 권력이 컸음을 나타내고 있습니다.

출토품은 국가중요문화재로 지정되어, 기사라즈시 향토박물관 긴노스즈에 전시되어 있습니다.

2021 년 11 월 3 일

기사라즈시 교육위원회

(5) 文化課保管、管理の資料閲覧・写真データ提供

資料閲覧等 8 件 (研究者・学生)

菅生遺跡出土鉄斧・西ノ入B遺跡出土鉄鏃・中郷谷遺跡出土鉄斧・マミヤク遺跡出土銅鏃・蓮華寺遺跡出土釣針、刀子、ヤリガンナ・高砂遺跡出土銅釧・小谷遺跡出土石器・中台A遺跡出土石器・大山台遺跡出土鉄鋌・千束台遺跡祭祀遺構出土鉄器・鹿島塚A遺跡出土石器・鹿島塚B遺跡出土石器・井尻遺跡出土石器・大山台遺跡出土石器・菅生遺跡出土石器・蓮華寺遺跡出土釣針
資料調査 1 件 (公立博物館：来年度開催予定の企画展示のため)

鶴ヶ岡 1 号墳出土勾玉、庚申塚A遺跡出土ガラス小玉ほか 140 点
写真資料提供・刊行物への掲載 4 件 (公立博物館・出版社)

高部 30 号墳空撮写真・金鈴塚古墳石室写真 (企画展示のため)
板絵著色富士の巻狩図絵馬写真・『木更津市金田と周辺の民俗』(平成 7 年：木更津市教育委員会刊行) 掲載写真

遺跡出土遺物の貸出 2 件

伊豆山遺跡出土土器 (企画展示のため)・大山台古墳群出土土器、玉類 (常設展示のため長期貸出)

4 千葉県木更津金鈴塚古墳出土品国宝化推進事業について

(1) 小学生向け金鈴塚古墳周知用資料の配布

イラスト・パンフレット (教えてきさポン! 金鈴塚のひみつ)

昨年 5 月、市内 19 校の 3 学年児童と担任教諭に計 1,250 部を配布し、10 月に担任教諭に使用状況についてのアンケート調査を実施し 16 校から回答があった。その内容は 16 校すべてで、授業で「使った」または「使うつもり」であり、金鈴塚古墳のことについて、良くわかって良かった。学習ともリンクしており、使いやすい。「郷土博物館金のすず」での校外学習で使う予定といった内容の感想があった。

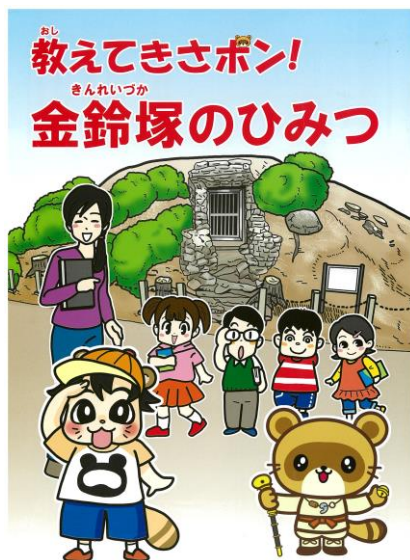
普及用パンフレット (金鈴塚古墳 金のすず見つけた-古墳に副葬された宝物)

普及用パンフレット用クリアファイル

昨年 9 月、市内 19 校の 6 学年児童と担任教諭に計 1,300 部を配布し、10 月に担任教諭に使用状況についてのアンケート調査を実施し、14 校から回答がありました。その内容は授業で「使うつもり」は 9 校、「配付のみ」は 5 校であり、学区内に古墳群の一部が含まれるので、子ども達は関心を持つと思う。

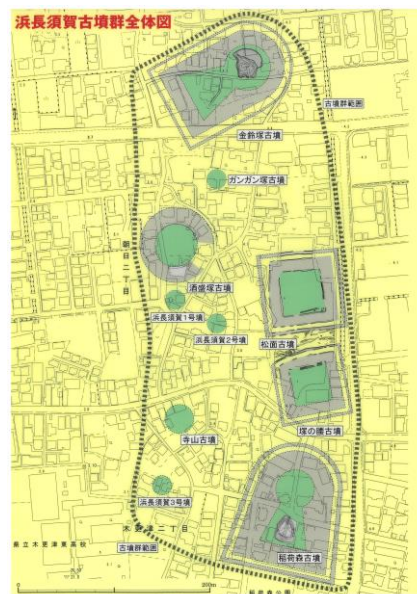
古墳の説明が子どもたちにとってもわかりやすかった。写真も多いので、発掘されたものについても具体的に理解できた。総合的な学習の地域の歴史の導入部分で使用する予定との回答があった。また、配布のみの学校からは、古墳の学習時期（5月～6月）と配付時期がずれているので、学習の時期にあわせてほしいとの意見があった。

（2）令和元年度開催の公開シンポジウム「金鈴塚の主に迫る」の記録集を頒布



3 学年 配布資料

6 学年 配布資料



資料をクリアファイルに入れた状態

クリアファイル裏面

5 埋蔵文化財の発掘調査について

(1) 発掘調査・試掘（3月4日時点で20件の調査を実施）

No.	遺 跡 名	所 在 地	調査種別	調 査 面 積	調 査 原 因	遺 構
1	高砂遺跡	高砂二丁目	確認調査	7.5 m ² /203.33 m ²	個人住宅	なし
2	高砂遺跡	高砂二丁目	確認調査	4 m ² /167.86 m ²	個人住宅	なし
3	水深遺跡隣接地	岩根二丁目	試 掘	15 m ²	公共用地の調査	なし
4	水深遺跡隣接地	岩根一丁目	試 掘	2.4 m ²	施設建設	なし
5	本郷一丁目遺跡	本郷一丁目	確認調査	8.6 m ² /355.82 m ²	個人住宅	なし
6	本郷一丁目遺跡	本郷一丁目	確認調査	5.9 m ² /1087 m ²	宅地造成	なし
7	本郷一丁目遺跡	本郷一丁目	確認調査	6 m ² /154.24 m ²	個人住宅	なし
8	本郷一丁目遺跡	本郷一丁目	確認調査	24 m ² /241.77 m ²	個人住宅	なし
9	金鈴塚古墳	長須賀	工事立会	5 m ²	古墳整備	なし
10	浜長須賀古墳群	木更津二丁目	確認調査	4 m ² /216.53 m ²	個人住宅	なし
11	浜長須賀古墳群	朝日二丁目	試 掘	130 m ² /603.4 m ²	公共用地の調査	なし
12	俵ヶ谷遺跡	桜井	確認調査	532 m ² /532 m ²	市道整備	なし
13	本郷 A 遺跡	請西二丁目	確認調査	47 m ² /968.74 m ²	施設建設	なし
14	本郷 A 遺跡	請西二丁目	確認調査	4.2 m ² /297.82 m ²	個人住宅	なし
15	井尻遺跡	井尻	確認調査	7.2 m ² /370.96 m ²	個人住宅	なし
16	山王台遺跡	下郡	確認調査	16.4 m ² /80.3 m ²	施設建設	住居
17	山王台遺跡	下郡	本 調 査	509 m ²	道路造成	方形周溝墓 住居
18	代畑遺跡	大稲	確認調査	37 m ² /370.96 m ²	個人住宅	なし
19	内屋敷遺跡	真里谷	確認調査	93 m ² /1,709 m ²	太陽光発電設所	なし
20	内屋敷遺跡	真里谷	確認調査	42.5 m ² /1,229 m ²	太陽光発電設所	なし

令和3年度 発掘調査遺跡一覧 このほかに電柱設置等に係る工事立会を24件実施した。

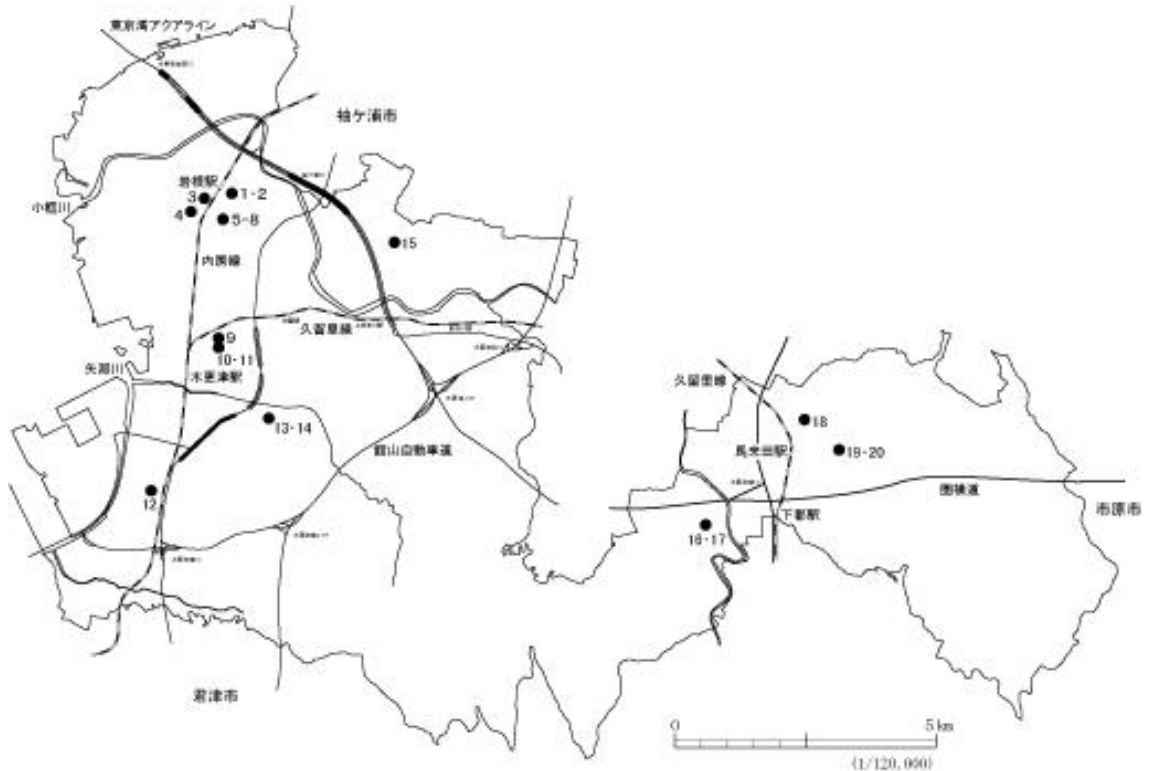
(2) 文化課窓口での遺跡の有無に関する照会対応件数

照会件数は、本年2月末現在 941 件（前年2月末 827 件）である。昨年の照会件数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響と考えられ、件数のみの比較では一昨年（962 件）と同数程度までに回復している。

(3) 公共事業、民間開発事業に伴う発掘調査（国庫補助事業を除く）

民間開発事業者による道路造成工事に伴う、山王台遺跡の発掘調査を実施した。発掘調査報告書の刊行は、令和4年度を予定している。

令和3年1月から12月までに実施した確認調査、試掘等の成果について掲載した調査報告書（『木更津市文化財調査集報26』）を刊行。



令和3年度 発掘調査遺跡位置図

- 6 土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の整理作業（国庫補助事業）について
令和2年度に整理作業を行った、中尾遺跡群の東谷遺跡、永作遺跡について、以下の調査報告書を刊行した。『中尾遺跡群発掘調査報告書XI -東谷遺跡・永作遺跡-』
令和2、3年度に整理作業を行った大畑台遺跡群の大畑台遺跡について、以下の調査報告書を刊行した。『大畑台遺跡群発掘調査報告書XII -大畑台遺跡-』
2冊の報告書の刊行により、中尾遺跡群、大畑台遺跡群の整理作業は全て終了した。
来年度以降の調査報告書刊行に向けて、千束台遺跡群の千束台遺跡、塚原遺跡の整理作業を実施した。

報告 第2号 市指定文化財「旧安西家住宅」の地震被害状況について

令和4年3月16日（水）の深夜に発災した地震の影響により、内部土壁の5か所に破損が生じました。



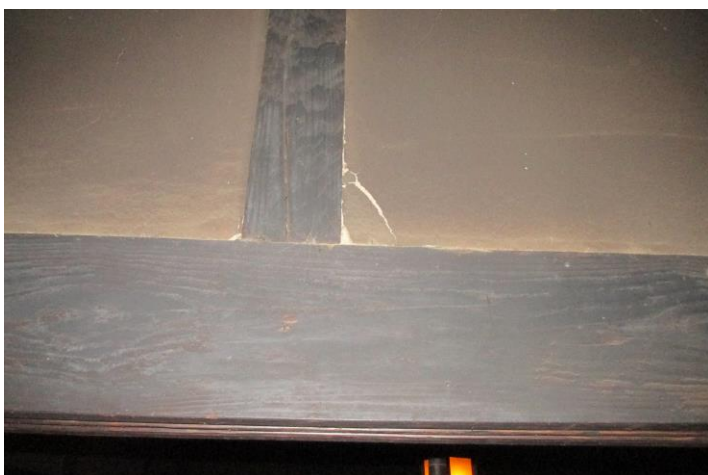
仏間（今回の地震により破損が拡大した。）



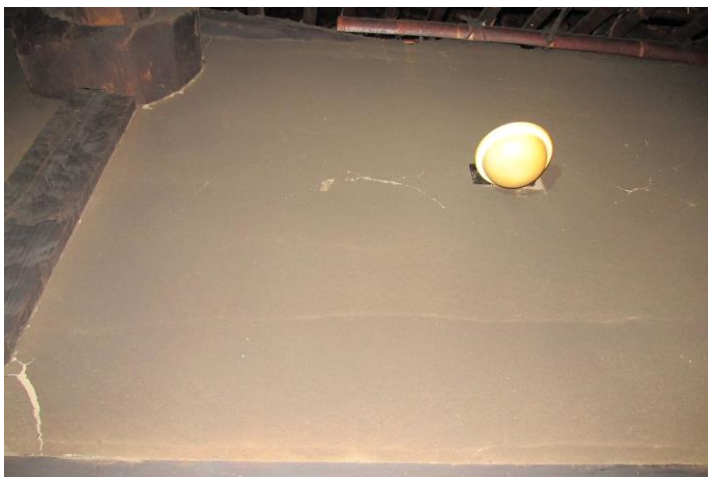
納戸（今回の地震により破損が拡大した。）



広間（今回の地震により新たに生じた。）



広間上がり縁（今回の地震により新たに生じた。）



広間上がり縁（今回の地震により新たに生じた。）

○木更津市文化財保護条例【昭和 51 年 6 月 26 日条例第 30 号】

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市指定文化財（第 4 条—第 16 条）
- 第 3 章 市文化財保護審議会（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 補則（第 21 条）
- 第 5 章 罰則（第 22 条・第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定めるものとする。

（文化財の定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重）

第 3 条 木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 2 章 市指定文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを木更津市指定文化財（以下「市文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りではない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ第 17 条の規定により設置された木更津市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市文化財が市文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市文化財について、法の規定による国の文化財又は県条例の規定による県の文化財としての指定があつたときは、当該市文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は速やかに、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該市文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は速やかに市文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 市文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「規則」という。)及び教育委員会の指示に従い、市文化財を管理しなければならない。

2 市文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等及び所在の変更届出)

第7条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は旧所有者等に対して交付された指定書を添えて10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るときは、届け出の際指定書を添えなければならない。

3 市文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは、き損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、10日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 市文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理等の補助)

第8条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下「修理等」という。)に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担にたえない場合その他特別の事由がある場合には、市は、当該所有者等に対

し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該修理等について指揮監督することができる。

3 前項に定めるもののほか、補助金の交付については、規則で定める。
(管理又は修理等に関する勧告)

第9条 市文化財の管理が適当でないため、市文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる恐れがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の作成、伝承者の養成、修理保存その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理等について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(修理等の届出)

第10条 市文化財の修理等をしようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第8条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項及び第2項の規定による勧告によつて修理等を行う場合は、この限りでない。

2 市文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理等に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(現状変更等の制限)

第11条 市文化財に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者等又は管理責任者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、市文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を命ずるこ

とができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、市は、その損失を予算の範囲内で補償することができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、6か月以内の期間を限つて、教育委員会の用に供するため、当該市文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、3か月以内の期間を限つて、当該市文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該市文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による公開したことに起因して当該市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該市文化財の現状又は修理等の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第15条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指定その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(標識等の設置)

第16条 市文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により特別のほか市文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第3章 市文化財保護審議会

(設置)

第17条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため、木更津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱

する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 補則

(施行規則)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(刑罰)

第22条 市文化財を故意に損壊し、き棄し、又は隠匿した者、又は現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際改正前の木更津市文化財保護条例の規定に基づいてなされた指定、許可、認定又は届出その他の手続等は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

○木更津市文化財保護条例施行規則【昭和 51 年 7 月 30 日教育委員会規則第 13 号】

各様式については割愛

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市文化財保護条例（昭和 51 年木更津市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書及び同意書の提出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による指定において所有者等が自ら指定を受けようとするときは、文化財指定申請書（別記第 1 号様式）を木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による指定の同意は、文化財指定同意書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(指定書)

第 3 条 条例第 4 条第 6 項に規定する指定書（以下「指定書」という。）は、別記第 3 号様式によるものとする。

(指定書の再交付の申請)

第 4 条 交付された指定書を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗難にあつたときは、指定書再交付申請書（別記第 4 号様式）を速やかに教育委員会に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

(解除の通知)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項又は第 4 項の規定による指定解除の通知は、指定文化財解除通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(管理責任者選任（解任）の届出)

第 6 条 条例第 6 条第 3 項の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、指定文化財管理責任者選任（解任）届（別記第 6 号様式）によるものとする。

(所有者等及び所在の場所の変更の届出)

第 7 条 条例第 7 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第 7 条第 1 項の規定による所有者等の変更の届出 指定文化財所有者等変更届（別記第 7 号様式）

(2) 条例第 7 条第 2 項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出 指定文化財所有者氏名等変更届（別記第 8 号様式）

(3) 条例第 7 条第 3 項の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出 指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（別記第 9 号様式）

(4) 条例第 7 条第 4 項の規定による所在の場所の変更の届出 指定文化財所在場所変更届（別記第 10 号様式）

(補助の申請及び決定)

第 8 条 所有者等は、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により経費の補助を受けようとするときは指定文化財経費補助申請書（別記第 11 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書及び見積書
- (2) 設計仕様書及び設計図
- (3) 修理箇所の写真又は見取図

2 所有者等は、前項による補助申請書を提出したのちその内容を変更又は中止しようとするときは、指定文化財経費補助変更（中止）承認申請書（別記第12号様式）を教育委員会に提出し承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付を決定したときは、指定文化財補助金交付決定通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

4 所有者等は、補助金の交付を受けて、修理等を完了したときは、完了した日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、指定文化財修理等実績報告書（別記第14号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

5 前各項の規定によるほか、補助金の交付手続等については、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）の定めるところによる。

（修理等の届出）

第9条 条例第10条の規定による修理等の届出は、指定文化財修理届（別記第15号様式）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第10条 条例第11条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする所有者等は、指定文化財現状変更等許可申請書（別記第16号様式）の変更等しようとする日前30日までに教育委員会に提出しなければならない。

（着手及び終了報告）

第11条 所有者等は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を指定文化財現状変更等着手（終了）届（別記第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第11条第1項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の原状（指定文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該許可を受けたときの原状）に復するとき。

(2) 指定文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（市の負担する費用の範囲）

第13条 条例第13条第3項の規定による市の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定文化財を運送保険に付する場合は、その保険料
- (3) 施設及び設備に関する経費
- (4) 警備費

(出品給与金の支給)

第14条 条例第13条第4項の規定により支給する給与金の額の範囲は、出品期間1月につき1件2,000円以内で予算の定めるところによる。

2 1月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を1月とした計算による。

(補償の請求)

第15条 条例第13条第7項の規定により損失の補償を受けようとする所有者等は、指定文化財の損失補償請求書(別記第18号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(補償の決定)

第16条 教育委員会は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、審査のうえ補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項を補償を受けるべき者に通知するものとする。

3 第1項の審査により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を請求書の提出者に通知するものとする。

(補償金額決定の基準)

第17条 補償金の額の決定は、特別の事情があるほか、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 指定文化財が滅失した場合においては、当該指定文化財の時価に相当する金額

(2) 指定文化財がき損した場合においては、当該指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(ただし、き損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認めるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定めた補償金の額が当該指定文化財の滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないとき、その額を超えて補償金の額を定めることがある。

(標識等の設置基準)

第18条 条例第16条の規定により設置すべき標識は、石造(特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。)とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 木更津市指定文化財の文字
- (2) 指定の年月日
- (3) 当該指定文化財の名称
- (4) 所有者又は管理責任者の氏名
- (5) 教育委員会の文字
- (6) 建設年月日

2 条例第16条の規定により設置すべき説明板には次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 指定に係る地域を示す図面（地域を示す必要がない場合を除く。）
- (2) 指定文化財の名称
- (3) 指定の年月日
- (4) 指定の理由
- (5) 説明事項
- (6) 保存上注意すべき事項
- (7) その他参考となるべき事項

3 条例第16条の規定により設置すべき境界標は石造又はコンクリート造（13センチメートル角の四角柱を用い、地表からの高さは30センチメートル以上とする。）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 指定文化財境界の文字及び教育委員会の文字

4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し、必要な事項は当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。

6 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図、（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えてあらかじめ、その旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

（台帳）

第19条 教育委員会は、各種別ごとに必要事項を記載した指定の台帳を常備し、実測図、写真等を添付しておくものとする。

（県の規定の準用）

第20条 条例及びこの規則の規定による指定については、県の基準の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日教委規則第4号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事項)

第 5 条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針（学校教育及び社会教育の基本的指導計画を含む。）を定めること。
- (2) 法第 26 条の規定による報告書の作成、議会への提出及び公表を行うこと。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (4) 見積価格 300 万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (5) 職務の級が 5 級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員を任免すること。
- (6) 校長及び教頭の任免その他進退について内申すること。
- (7) 職員及び教職員の分限（傷病による休職を除く。）及び懲戒の処分を行うこと。
- (8) 教育委員会規則を制定し、又は改廃すること。
- (9) 教育功労者を表彰すること。
- (10) 教育予算その他の議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること。
- (11) 学校その他の教育機関の敷地又は建物の設定又は変更をすること。
- (12) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科書を採択し、及び教科書その他の取扱いの一般方針を定めること。
- (15) 学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- (16) 文化財の指定及び解除すること。
- (17) 職員団体との重要な交渉に関すること。
- (18) 請願及び陳情に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか重要かつ異例に属すること。